

**静岡県公安委員会規則第1号**

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月5日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

行政不服審査手続に関する規則（平成28年静岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第10条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

還 付 請 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所

氏 名

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目		録	
番号	標 目	数 量	備 考

取扱者 官職

氏名

印

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号（第 23 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

手 数 料 納 付 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

納付者

住所

氏名

行政不服審査法第 38 条第 4 項の規定により、金 円を手数料として  
納付します。

収 入 印 紙 貼 付 欄

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の行政不服審査手続に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている還付請書等は、改正後の行政不服審査手続に関する規則の相当する様式により提出された還付請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。